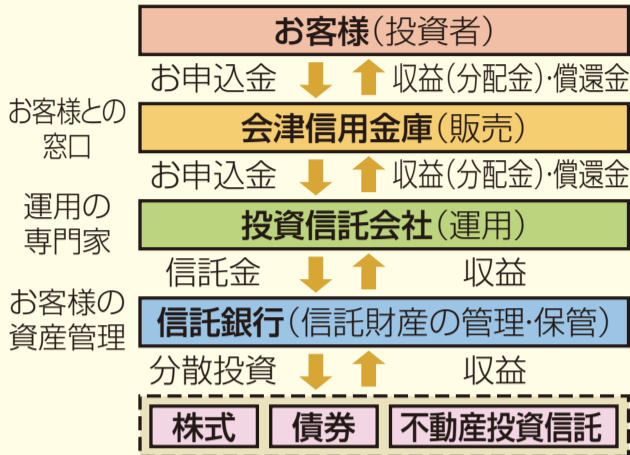


投資信託について

投資信託とは.....

投資信託とはたくさんの人から集めた小口の資金をひとつにまとめ、それを運用の専門家である投資信託会社が信託銀行を通じて、海外や日本の「株式」や「債券」、「不動産投資信託」などに投資し運用。その収益を分配する商品です。

【投資信託のしくみ】



信託財産の保全について

投資信託は預金保険の対象ではありませんが、その運営上次の3者の役割分担が決められており、このうちの会社が万一の場合でも法律によりお預り資産は安全に保管されます。

- ①販売会社(証券会社、信用金庫、銀行など)
- ②運用を行なう投資信託会社
- ③資産を管理する信託銀行

お預りした資産は信託契約に基づいて信託銀行で安全に保管されていますので、お客様の分配金、償還金、解約代金のお支払いは滞りなく行なわれます。

投資信託の特徴.....

- ① 小さな資金で始められます。**
投資信託は、株式、債券、不動産投資信託などへの投資を1万円程度から始められる身近な投資手段です。
- ② 分散投資の効果を得られます。**
投資信託では、複数の投資対象に資金を分散して投資しますので、リスクを抑えた運用を目指すことができます。
- ③ 投資の専門家に運用をお任せいただけます。**
株式や債券などに投資するには、専門的な知識が必要となります。投資信託は、投資の専門家である投資信託会社が長年培ったノウハウを活かして運用を行います。

お申込から換金・償還まで.....

- ① お取引開始時**
口座開設
お取引開始のために必要なもの
・ご本人確認資料
・ご印鑑
・普通預金等口座
- ② ご購入時**
お申込金のお支払い
取引報告書
ご注文処理終了後にご送付
- ③ 運用期間中**
取引残高報告書
定期的に作成し、ご送付
運用報告書・分配金のご案内
ファンドの決算時にご送付
分配金は再投資の他、払出も可能です。
払出の場合、決算日から5営業日目に入金されます。
(一部ファンドは再投資のみ)
- ④ 換金時**
中途換金のお申込
取引報告書
ご売却成立後にご送付
換金代金を指定口座にご入金
お申込日から4~6営業日目
特定口座お振込代金のご案内
特定口座で「源泉徴収あり」を選択されているお客さまにご送付
- ⑤ 償還時**
償還金のご案内
ファンドの償還の際にご送付
償還金を指定口座にご入金
償還日から5営業日目

お客さま

会津信用金庫

投資信託に関するご注意事項

- 投資信託は預金、保険契約ではありません。
- 投資信託は預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- 当金庫が取り扱う投資信託は投資者保護基金の対象ではありません。
- 投資信託の設定・運用は委託会社が行います。
- 投資信託は元本および利回りの保証はありません。
- 投資信託は、組入有価証券等の価格下落や組入有価証券等の発行者の信用状況の悪化等の影響により、基準価額が下落し、元本欠損が生ずることがあります。また、外貨建て資産に投資する場合には、為替相場の変動等の影響により、基準価額が下落し、元本欠損が生ずることがあります。
- 投資信託の運用による利益および損失は、ご購入されたお客様に帰属します。
- 投資信託には、換金期間に制限のあるものがあります。
- 投資信託の取得のお申込みに関しては、クーリングオフ(書面による解除)の適用はありません。
- 投資信託をご購入にあたっては、あらかじめ最新の投資信託説明書(交付目論見書)および目論見書補完書面等を必ずご覧下さい。投資信託説明書(交付目論見書)および目論見書補完書面等は当金庫本支店等にご用意しています。
- また、当資料は当金庫が独自に作成したものであり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。